

研究活動における不正行為の防止に関する基本方針

福岡女子短期大学（以下「本学」という。）は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成 26 年 2 月 15 日改正文部科学大臣決定）」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）」に基づき、本学の研究活動における不正行為防止の実施体制として「福岡女子短期大学研究活動不正行為防止規則」及び「福岡女子短期大学における公的研究費の適正管理に関する規則」を定めました。

本学は、社会に貢献する教育研究機関として、信頼と期待に応えうる公正な研究活動を推進し、研究者自身も高い倫理感を持って研究活動に携わるよう、本学の研究活動における責任体系の明確化、構成員の不正防止に対する意識向上のため研究倫理教育の実施、不正防止計画の策定・実施、学内外からの通報等に対しての適切な処置等を行います。

平成 27 年 12 月 17 日

学長 仁田原 秀 明